

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

具体的な偽装防止要綱を盛り込んだ国籍法改正に関する請願書

紹介議員

印

請願者

氏名

外

名

住所

【請願要旨】

偽装認知による国籍の不正取得を防止するため、それに対する現実的かつ確実な防止策を講じる必要があると考えます。また、付帯決議にある半年ごとの見直しを検討するという根拠に基づく請願でもあります。

国を構成する根幹の1つである「国民」を直接的に定義する最重要の事柄でありながら、未だ審議が尽くされたとはいえ到底考えられません。さらに小児性愛者等による人身売買等の犯罪の温床となる可能性があり、それらを未然に防ぐことは国際社会における義務であります。そして、日本の社会保障制度を悪用する目的での日本国籍取得を未然に防止するという事は、まじめに働く者が過重な負担を強いられ、逆に不正を働いたものが不当に利得を得るとい、あってはならない社会を形成しないためでもあります。

【請願事項】

国籍法に以下の事項の明記を求めます。

1. DNA 鑑定を公定機関で推奨させることとし、また、同鑑定を拒否する場合は当該申請者に対し厳格な審査を義務付けることとする。また、同鑑定に掛かる費用は一時的に申請者負担とし、親子関係が認められた場合は、その費用を払い戻すこととする。
2. 国籍取得申請者の親については、その居住実態と扶養実態の調査を取り入れ、十分な生活および扶養が可能と判断された場合に限り国籍取得の許可を与えることとする。
3. 日本国民でない母およびその家族の在留資格に関して、日本での生活能力を有しないものは、これを制限することとする。
4. 罰則規定を強化し、5年以下の懲役または50万円以下の罰金とすること、また共謀者に対してもこれを適用することとする。
5. 過去の犯罪の履歴(特に不法滞在)を精査し、今後も犯罪をおかす恐れのある者は国籍取得を認めないこととする。

【理由】

1. 日本は血統主義国であり、かつ最高裁判決でも科学的根拠の必要性は指摘されているため。
人道的見地および他の法文への影響力を考え、DNA 鑑定を強制とはしないが、同鑑定を拒否するというだけで何らかの穏当でない理由が有ると考えるのが妥当であり、偽装認知に基づく国籍取得申請である可能性を排除できない。
よってそれらの犯罪を未然に防止するために特別に精査する必要があるため。
審査を合理的かつ円滑に進めるため。
小児性愛者等による人身売買等の新たな犯罪を未然に防ぐため。
2. 日本国民でない親が、日本の社会保障を得ることのみを目的として偽装認知を行う可能性を未然に排除するため。
3. 日本の社会保障制度の悪用を未然に防ぐため。
医療現場の崩壊や地方財政破綻の原因の一端は、社会保障費の増大であり、さらに、社会保障費を不正に受給している者の増加が、その原因の一つである。まじめに働いている者が過重な負担を強いられ、逆に不正を働いた者が不当利得を手にするような社会はあってはならないと考えるため。
4. 偽装結婚等に適用される「公正証書原本不実記載の罪」にならい、罰則を「5年以下の懲役または50万円以下の罰金」とすることが合理的と考えるため。
5. 偽装認知等の犯罪を行うブローカーに対する抑止力とするため。
外国人犯罪の発生率は、日本人のそれに比して大変高いのが現状である。遵法意識の無い、もしくは低い者は、偽装認知等の行為を行う可能性も高いだけでなく、国内で他の犯罪をおかす可能性も高い。国家や国民の安全保障の観点からも、これらを排除すべきであると考えるため。

氏 名	住 所

*住所は都道府県から記載いただくようお願いいたします。*住所は番地までのご記入でかまいません